

「2024年度 兵庫県に対する政策・制度要請」に対する回答評価と【2025年度要請項目(素案)】  
(重点項目)

2024年度 要請項目	県からの回答	【2025年度 要請項目】(素案)
<b>&lt;持続可能で健全な経済の発展&gt;</b>		<b>&lt;持続可能で健全な経済の発展&gt;</b>
<b>1. 中小企業が自立できる基盤の確立</b>		<b>1. 中小企業が自立できる基盤の確立</b>
(1) 中小企業振興条例の基本理念にもとづき、中小企業政策の推進をはかると共に、価格転嫁を進め「製品」と「労働」に適正な価値を守り企業の成長を支援すること。	地域創生の取組を実効あるものとするためには、県内企業の大部分を占め、地域の経済と雇用を支える中小企業の成長と持続的発展が不可欠であるとの認識のもと、毎年度議会への実施状況報告を行う。また、令和4年度に策定した「ひょうご経済・雇用戦略」で取り組むこととしている、コスト上昇局面において県内企業が価格転嫁しやすい環境の整備も支援していく。	(1) 中小企業政策の基本理念、 <b>政府の行動指針等をより明確にすることにより</b> 、中小企業政策の推進をはかること。また、価格転嫁を進め、「製品」と「労働」の適切な価値を守り、企業の成長を支援すること。 <b>【修正】</b>
(2) 中小企業への就職者に対する奨学金返済支援制度の周知を強化し、人材確保につなげること。	より多くの利用に繋がるよう、様々な手法を用いて周知を図っていく。	(2) 中小企業への就職者に対する奨学金返済支援制度の周知を強化し、人材確保につなげること。
(3) ものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させ、職場体験学習の機会を増やす支援をすること。	①県内において「地域に学ぶ『トライやる・ウィーク』事業」を実施しており、活動内容として農林水産体験、製造業やサービス業等職場体験、文化・芸術体験等、生徒の主体性に応じた1週間の社会体験活動を行う機会を設けている。 ②また、ものづくりをはじめ、様々な職業について調べたり、兵庫ゆかりのクリエイター等を講師として招いたりするなど、学校・家庭・地域が連携し、事前・事後の指導の充実についても取り組んでいる。 ③県立ものづくり大学校(姫路市)に併設されたものづくり体験館では、将来の進路を考える上で重要な時期となる小学生・中学生・高校生に対し、職業教育の一環として、本格的なものづくり体験の機会と場を提供している。また、R5年度からは、小学生等を対象としたものづくり体験講座を神戸および但馬地域においても実施。R6年度においても、引き続き、ものづくり人材の後継育成に努めていく。	(3) ものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させ、職場体験学習の機会を増やす支援をすること。
		(4) <b>兵庫県は市町の中小企業振興基本条例の制定に向けた環境整備を進めること。また、条文において労働団体の役割や大企業の責任を明確にするとともに、条例にもとづく施策を検証する会議体を設置し実行性を高めること。【新規】</b>
<b>2. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化</b>		<b>2. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化</b>
地域の特性を活かしたまちづくりを推進し地域雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高めること。	①令和5年4月に産業立地条例を改正し、全県域において経済成長の牽引や社会課題解決の担い手になり得る成長産業の立地を促進する制度を整備した。 ②併せて、投資促進地域制度を創設し、万博開催やカーボンニュートラルポート計画推進等により国内外から注目を集める特定臨海地域への立地支援策を強化した。 ③県内企業の海外展開を促進するため、F/S 調査支援(基礎調査・実証調査)、サプライチェーン多元化支援、越境EC等出展支援、更には既に海外で	地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、地域雇用の増大をはかること。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての国際競争力を高めること。

		<p>事業を展開中の中小企業に対し、コロナ禍による環境変化に対応するための新たな海外展開に向けての調査等にかかる支援を行っている。</p> <p>④コロナ禍によって浮き彫りとなった社会課題に対応し、人口減少社会においても豊かな生活を維持するため、スタートアップや次世代産業等の成長産業の創出・育成や、県内中小企業、商店・商店街、地場産業など地域を支える産業の振興を推進することで、自立した地域経済の仕組みづくりと雇用の創出と安定に計画的に取り組んでいく。</p> <p>⑤グローバルなSDGs課題の解決や脱炭素分野でのイノベーション創出を目指すスタートアップ等の事業構築・海外展開を支援する。</p>	
			<b>3. 公契約条例の制定による公契約の適正化</b>
			<p>兵庫県は、各市町において労働条項を含む「公契約条例」を制定するよう支援すること。その際、自治体の工事や業務委託の入札・契約に関わる条例や要綱などに、労働基準法等の労働法制や社会保障法規に違反した企業を、発注対象から除外する項目を設けるとともに、発注者の責務も明確にすること。【新規】</p>
<b>&lt;雇用の安定と公正労働条件の確保&gt;</b>			<b>&lt;雇用の安定と公正労働条件の確保&gt;</b>
<b>3. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応</b>			<b>4. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応</b>
(1)	<p>地域雇用に関する雇用創造事業について、「地域雇用活性化推進事業」「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの継続・拡充をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援すること。</p>	<p>地域活性化雇用創造プロジェクト(厚生労働省所管事業)では、次世代産業分野進出企業へのDX導入とものづくり企業の多角化の促進に向け令和3年度から令和5年度まで取り組んできた。</p> <p>今後も良質な雇用創出に取り組むために、令和6年度開始の同事業に応募し、事業採択を目指している。</p>	(1) 地域雇用に関する雇用創造事業について、「地域雇用活性化推進事業」「地域活性化雇用創造プロジェクト」などの継続・拡充をはかり、地域における自発的な雇用創造の取り組みなどを支援すること。
(2)	<p>国、学校、労使団体等と連携し、UJIターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。</p>	<p>①「公共職業能力開発施設ガイドブック」を作成し、県民局や県内ハローワーク、東京のカムバックひょうご就職支援センター、市町をはじめとする関係機関の窓口に配布しているほか、ウェブページを活用して広く職業能力開発施策に関する情報を発信している。</p> <p>②政労使で設立したひょうご仕事と生活センターとも連携し、ワーク・ライフ・バランス表彰企業と若者とのマッチングを図る合同企業説明会を実施している。</p>	(2) 国、学校、労使団体等と連携し、UJIターンを含めた地域での就職を積極的に支援するため、地域での人材育成をはかるとともに、安定した雇用の創出と定着に向けた取り組みを進めること。
<b>&lt;安心できる社会保障制度の確立&gt;</b>			<b>&lt;安心できる社会保障制度の確立&gt;</b>
<b>4. 社会福祉従事者等の職場環境改善と定着への支援</b>			<b>【その他要請項目へ移行】</b>
(1)	<p>社会福祉従事者(介護労働者、障がい福祉サービス従事者、保育士等)をはじめ、医療従事者、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員等の処遇および勤務環境の改善をはかり、職場定着のための支援強化や潜在従事者の復職支援を積極的におこない、人員体制を確保すること。</p>	<p>①私立幼稚園に対する経常費補助において給与改善加算を設け、幼稚園教諭の給与改善に向けた取り組みを支援する。また、教育に係る資料の電子化に向けたICT導入を支援するほか、潜在幼稚園教諭の掘り起こしのための人材登録センターの運営支援に取り組む。</p> <p>②利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準より多く配置している民間社会福祉施設については、「民間社会福祉施設運営支援事業交付金」により、兵庫県独自に支援を行っている。</p> <p>③令和6年3月改定予定の「兵庫県老人福祉計画(第9期介護保険事業支援計画)」を踏まえ、①外国人や高齢者・女性等の地域住民、若年層など、離職者を含む「多様な人材の参入促進」、②処遇改善加算取得支援など「定着促進・キャリア支援」、③介護ロボット・ICT導入支援等による介護現場の生産</p>	

	<p>性向上の取組やハラスメント対策など「働きやすい職場づくり」を推進し、介護人材の確保及び資質の向上を進める。</p> <p>④平成21年度以降、報酬改定等が行われ、特定処遇改善加算やベースアップ等支援加算が創設された。令和5年度補正予算において、高齢者施設等の福祉・介護職員等に対し、月額平均6,000円相当の賃金引上げのための措置を行うこととされている。県では、国の予算編成等に対する提案において、一般労働者並みの賃金の支給や、事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引き上げ等、事業者の経営基盤強化について国へ要望している。</p> <p>⑤また、障害福祉サービス従事者の処遇改善として、処遇改善加算等の対策を行っている。</p> <p>⑥県では、保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や、潜在保育士の復職を支援する研修に加え、保育士就職フェアの開催や、保育士資格の取得に向けた修学資金等の返還免除付き貸付にも取り組んでいる。</p> <p>保育士等の処遇改善に関しては、平成25年度から処遇改善等加算などにより月額最大115,000円の改善がなされている。加えて県単独事業として、職員を配置基準以上に配置する保育所等に人件費の支援を行うとともに、国の給与改善の対象外となる中堅保育士に対する技能や経験に応じた処遇改善も実施している。</p> <p>また、保育士の負担軽減を図り職場に定着してもらうため、3歳児担当保育士の配置改善や、周辺業務を行う保育補助者の配置支援に取り組んでいる。令和5年度からは、4・5歳児担当保育士の配置改善や、登園時の見守り活動等を行うサポート支援員の配置に要する経費への補助も行っている。</p> <p>国に対しては、全国知事会等あらゆる機会を通じて、処遇改善をはじめとする保育人材確保のための総合的な対策の推進を要望していく。</p> <p>放課後児童支援員については、勤続年数・研修実績に応じた処遇改善のほか、月額9,000円相当の賃金改善に対する処遇改善を実施している。また、令和6年度からは、常勤職員を2名以上配置した場合の補助額の引き上げが実施される予定である。</p> <p>⑦医師 「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」において、医療機関における勤務環境改善、労働時間短縮等に資する取組を支援していく。医療従事者の安全・健康維持の重要性の認識については、労働局と連携し、「兵庫県医療勤務環境改善支援センター」における研修会の実施や相談対応を通じて支援していく。</p> <p>⑧看護職員 院内保育所設置支援等の勤務環境改善やナースセンター事業等による再就業支援を通じて支援していく。</p> <p>⑨歯科衛生士 兵庫県歯科衛生士会の協力のもと、離職防止のための研修会、及び復職支援のための研修会を実施している。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>⑩保健師 潜在保健師については、保健師バンクの活用やキャリア支援センターにおける就業復職支援研修会を実施しており、今後も継続して人員の確保に努める。職場定着については、所属での定期面接を実施している。</p> <p>⑪薬剤師 地域偏在及び業態偏在の解消に向けて、関係団体と連携のうえ、有効と考えられる方策を実施し、人員確保に努めていく。</p>	
(2)	<p>社会福祉従事者等のスキルアップに向け、研修及び教育支援を行うこと。</p>	<p>①私立幼稚園に対しては、教員の資質向上を図るため、(一社)兵庫県私立幼稚園協会が実施する中堅教員を対象とした教員子育て支援研修を支援するほか、新任教員を対象とした新規採用教員研修の充実に取り組む。</p> <p>②介護福祉士の資格取得等を支援するため関係団体が行う研修受講料の助成のほか、研修受講時の代替職員雇用経費の支援対象者を拡充(現行:直接雇用のみ→R6:派遣職員も対象に追加)するなど、介護職員のキャリアアップに向けた取組を推進する。</p> <p>③障害者相談支援体制の充実・強化を図るとともに、障害福祉サービスに関わる人材の資質向上を目的として、相談支援従事者・サービス管理責任者等スキルアップ研修を継続的に開催している。</p> <p>④運営規程に職員の研修について記載を求めている。また、医療的ケア児支援者養成研修や強度行動障害支援者養成研修等の研修を実施して職員の資質向上に努めている。</p> <p>⑤保育の質の向上及び職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育士等キャリアアップ研修を県内市町や保育関係団体等と連携して実施するとともに、県内の保育士等が受講しやすい環境の構築に努めている。また、放課後児童支援員に対しては、質の向上を図るために必要な専門的な知識及び技術の習得等を目的とした質の向上研修を実施している。</p> <p>⑥医師 「神戸大学医学部附属地域医療活性化センター」の教育・研修機能の活用等により、地域医療に従事する医師の資質向上、地域医療の充実にに向けた取組を進めていく。</p> <p>⑦看護職員 新人看護職員卒後臨床研修に係る費用の助成や段階や分野に応じたきめ細やかな研修への支援を行っていく。</p> <p>⑧栄養士 病院・福祉施設等に従事する栄養士を対象に、兵庫県栄養士会が生涯教育を実施している。県としては、研修の受講勧奨を行うと共に、災害等緊急時への備え等、実践的な支援を行っている。</p> <p>⑨歯科衛生士 兵庫県歯科衛生士会の協力のもと実施している離職防止のための研修会では、就業年数に応じた研修内容とするとともに、毎年運営会議を行い、最新の歯科口腔保健医療のニーズに応じた内容となるよう協議を行っている。併せて歯科衛生士向けの認知症対応力向上研修も実施している。</p>	

	<p>⑩保健師 保健師について、「兵庫県保健師人材育成ガイドライン」等に基づき、各種研修を実施しており、今後も保健師の現任教育体制の整備及び資質の向上に取り組んでいく。</p> <p>⑪薬剤師 スキルアップに向けて、県薬剤師会が実施する「訪問薬剤師育成のための研修会」等に対する支援を継続する。</p>	
<b>&lt;社会インフラの整備・促進&gt;</b>		<b>&lt;社会インフラの整備・促進&gt;</b>
<b>5. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進</b>		<b>5. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進</b>
<p>「第2次交通政策基本計画」を着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築する。交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許の取得や技術・技能の習得など、その費用の支援をはじめ、人材育成や同産業への就業を支援すること。</p>	<p>①「ひょうご公共交通10カ年計画」に基づき、誰もが安心して移動できる公共交通システムの維持・構築に取り組んでいる。生活交通バスの運行経費に対する支援や地域鉄道等の老朽化対策への支援を行い移動手段の維持に引き続き努める。</p> <p>②県では、令和6年度予算において、人材確保に取り組む路線バス・タクシー事業者の第2種免許取得費用及び受験資格特例教習受講費用の一部支援を予定している。</p> <p>県トラック協会及び県バス協会においては、運輸事業振興助成補助金を活用し、運行管理者の講習受講費等の助成や就職フェアへの参加等人材確保に向けた取組を行っている。</p>	<p>「第2次交通政策基本計画」を着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築すること。また、交通・運輸を担う人材の計画的な確保に向けて、資格・免許の取得や技術・技能の習得など、その費用の支援をはじめ、人材育成や同産業への就業を支援すること。</p>
<b>&lt;くらしの安心・安全の構築&gt;</b>		<b>&lt;くらしの安心・安全の構築&gt;</b>
<b>6. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進</b>		<b>6. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進</b>
<p>消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為などのカスタマー・ハラスメントの防止に向けて、実態調査と対策に関する研究を行い、その根拠を謳う条例を制定するとともに、倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を実施すること。※前年は一般要請</p>	<p>倫理的観点をはじめとする消費者教育の推進については、令和3年3月に策定した「ひょうご消費生活プラン」の推進に当たっての視点の一つとして「社会や環境を意識した消費行動の醸成の強化」を掲げており、本プランに基づき、消費生活総合センターを中核拠点として、全県的に取り組んでいく。</p>	<p>消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為などのカスタマー・ハラスメントの防止に向けて、事業者に苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うとともに、社会的な合意形成をはかること。</p>
<b>7. 総合的な防災・減災対策の充実</b>		<b>7. 総合的な防災・減災対策の充実</b>
<p>(1) 頻発する自然災害に備えて、基盤整備とそれに係るシステムの強化を進めるとともに、緊急度の高い防災対策を優先した対応を行うこと。</p>	<p>①衛星通信や多重無線を活用した兵庫県防災行政無線を運用するとともに、災害情報等の収集・伝達・共有を図るため、フェニックス防災システムを運用している。</p> <p>また、県民に直接、災害情報、避難情報等を発信するため、スマートフォンアプリやメール機能を活用した「ひょうご防災ネット」を県と市町が共同して運用している。</p> <p>②頻発化・激甚化する自然災害に備えるために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進することとしている。</p> <p>ハード対策としては、「高潮対策10箇年計画」に基づく防潮堤嵩上げ等の整備、「河川整備計画」に基づく河川改修、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づく砂防えん堤等の整備など、緊急度の高い防災対策を優先して取り組んでおり、国の強靱化5か年加速化対策を活用しながら重点的に推進していく。</p> <p>ソフト対策としては、上限がない自然災害を踏まえ、災害発生時の被害を可能な限り軽減するため、県民や市町が的確に避難判断や行動が出来るよう、地域別土砂災害危険度予測システムの構築やCGハザードマップ、河川や港湾</p>	<p>(1) 内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえ、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局・福祉部局等との連携、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化すること。【新規】</p>

		の監視カメラ等による情報発信に取り組んでいる。	
(2)	労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する目安の設定などの取り組みを進め、事業者や住民にその内容を周知すること。また、高齢者等の個別避難計画の策定、地域防災計画や避難所の運営への多様な意見の反映を促進すること。	①地域の災害危険度や高齢者等の本人の心身・居住状況を踏まえ、福祉専門職や自主防災組織等と連携し、実効性のある個別避難計画の作成を促進するため、市町補助の拡充、多様な研修の実施、各市町の取組事例集作成、市町や県内職能団体等との意見交換による現場のニーズの把握などを実施している。 ②兵庫県地域防災計画については、県防災会議委員をはじめとする多数の防災関係機関の意見を反映し、適宜適切な見直しを行っている。	(2) 労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する目安の設定などの取り組みを進め、事業者や住民にその内容を周知すること。また、高齢者等の個別避難計画の策定、地域防災計画や避難所の運営への多様な意見の反映を促進すること。
<b>&lt;民主主義の基盤強化と国民の権利保障&gt;</b>			<b>&lt;民主主義の基盤強化と国民の権利保障&gt;</b>
<b>8. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築</b>			<b>【その他要請項目へ移行】</b>
(1)	経済や産業の構造変革や、非常時におけるセーフティネットの構築に向け、AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進める。	①5Gの全国展開及び早期利活用を実現するため、地域間の偏りが生じないよう基地局整備を推進するとともに、先端技術の社会実装に伴うデータ通信量の増大に対応できるよう、回線(光ファイバ)の機器更新等について支援を強化するよう国に要望している。 ②デジタル化など新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の変化への対応や、SDGsなど国際社会への対応等が県政に求められていることから、「ひょうご経済・雇用活性化プラン(2019~2023年度)」の終期を1年間前倒し、新たに「ひょうご経済・雇用戦略(2023~2027年度)」策定し、推進している。	
(2)	行政事務手続きの簡素化、行政情報へのアクセス向上等への対応を推進すること。 ※前年は一般要請	①書面・対面規制の見直しや行政手続のオンライン化を進めるとともに、電子契約・電子公印の導入やキャッシュレス決済の拡充など、行政事務手続の簡素化を推進していく。 ②県公式ホームページやSNS等多彩な広報媒体により、主要施策や防災、イベント、観光など県政全般の情報発信に取り組んでいる。	
<b>9. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革の推進</b>			<b>9. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革の推進</b>
(1)	慢性的に欠員が生じている「教職員不足」を早急に解消すること。	①正規教員の確保に向け、今年度の採用試験では、教員不足の状況も踏まえ合格者を当初の予定より増員した。 ②臨時講師の確保に向け、退職教員への働きかけやペーパーティーチャー等支援講座の実施による臨時講師人材バンクの充実に取り組んでいる。 ③教員志望者の確保に向け、PR 動画の追加制作、県立学校への進路ガイダンスへの職員派遣による魅力発信に努めている。 ④受験者の確保に向け、令和6年度実施の採用試験においては、選考試験開始日の早期化、大学3年生等への出願資格の拡大、特別免許状授与を前提とした特別選考の実施教科の拡大、教員免許状取得期間猶予の付与を前提とした特別選考の新設、一部校種・教科における第2次選考試験実験実技試験の廃止といった、採用試験の工夫・改善を進めることとしている。	(1) 慢性的に欠員が生じている「教職員不足」を早急に解消すること。
(2)	すべての学校でICTを活用した記録簿などによる客観的な勤務時間管理を徹底すること。県教委「教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」にもとづき、業務削減を進め、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守することで教職員の長時間労働を是正し、教職員の健康及び福祉の確保をはかること。※前年は	①県立学校では「服務システム」、市町立学校では「記録簿」(一部の市町においては市町独自のシステム)のファイルを活用し、パソコンのログオン・ログオフ時間を記録することで、客観的な勤務時間の把握に努めている。 ②「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」に定める上限時間の範囲内となるよう、ICTや外部人材の活用等により業務量を	(2) すべての学校でICTを活用した記録簿などによる客観的な勤務時間管理を徹底すること。兵庫県教育委員会の「教員職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」にもとづき、業務削減を進め、「在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守することで教職員の長時間労働を是正し、教職員の健康及び福祉の確保をはかること。

	一般要請	削減し、教職員の勤務時間の適正な管理に努めるとともに、健康及び福祉の確保を図っていく。	
			<公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現>
			9. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいた ビジネスと人権に関する課題への取り組みの推進
			兵庫県は、公共調達（公契約）や民間業務委託などにおいても、ビジネスと人権に関する問題が発生し得ることを踏まえ、適切な策を講じること。【新規】
<男女平等政策>			<男女平等政策>
10. ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現			10. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し
(1)	感染症の影響により、とりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、DV等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条-第13条を踏まえ、包括的な公的相談・支援体制を強化すること。	①「DV防止・被害者保護計画」に基づき、DV対策等を充実させると共に、意思や人権を尊重した事業に取り組んでいく。 ②困難な問題を抱える女性に対する相談支援の充実を図るため、県立男女共同参画センターでの「なやみ相談」事業や、NPOと連携したつながりサポート型相談支援事業を実施する。また、自立に向けた支援として、男女共同参画センターの「女性就業相談室」における女性就業サポート事業をする。	(1) 女性の参画が進んでいない業種や中小企業において女性の就業と定着が進むよう、職場環境整備のための支援を行うこと。【新規】
(2)	同法第19条にもとづき、NPO等民間団体が行う支援活動に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等の提供に係る取り組みを実施すること。	①自立意欲はあるが、住まいを確保できないDV被害者に対して、恒久住宅へ移行するまでの間、一時的に住宅を提供することとして、県営住宅を活用した一時入居住宅（ステップハウス）を県内に確保し、DV被害者の自立を推進する。 ②男女共同参画センター等において、経済的理由などでお困りの方へ生理用品の無料配付を実施する。	(2) 性的な被害、家庭の状況などにより日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性およびその恐れのある女性に対し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（2024年4月1日施行）にもとづき、都道府県基本計画策定および着実な実施を求めること。また、NPOなどの民間団体との連携を通して、実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。【新規】
			(3) 防災基本計画、防災に関する政策・方針策定および災害時の避難所の運営など、防災にかかる意思決定の場への女性の参画拡大を求めること。【新規】